

事業番号	12	事業名等	遺児激励金支給事業
仕分け結果	⑤市が実施（現行どおり）		担当課 こども課

今後の方針	<p>【現行どおり実施】 市が現行どおりの事業内容で実施する。</p>
-------	---

方針策定理由	<p>この遺児激励金は父又は母の両方又はどちらかの保護者が死亡し、経済的にゆとりのない家庭の遺児に対して支給するものであり、遺児やその保護者を励ますために激励金を支給する事業である。</p> <p>遺児激励金を支給するに当たっては、市民評価委員の方から「お金の代わりに学用品等の品物にしてはどうか」というご意見もいただいた。遺児激励金には、①小中学校に入学した時や②中学校を卒業する時にお祝い金として支給する場合と、③義務教育諸学校在学中に遺児になった時に保護者死亡のお見舞金として支給する場合がある。</p> <p>小中学校に入学する際には、制服・体操服・かばん・筆記用具等様々な学用品が必要となる。激励金の代わりに学用品等をお祝いの品として贈ることも検討したが、遺児や保護者一人ひとりのニーズも大変多様化している。こうしたことから、入学や卒業時のお祝い金についても、現行どおり現金で支給し、各家庭で、お子様に最も必要な品物の購入や経費にあてていただきたいと考えている。保護者死亡のお見舞い金についても、現行どおり現金支給が好ましいと判断した。</p> <p>また、市民評価委員の皆様から、「金額の大小ではない」というご意見や「市が現行どおり実施」と判定をいただいた。今後も現行どおりの事業内容で実施することで、この遺児激励金支給事業が、遺児の笑顔につながるものとなるよう一層努めていきたい。</p>
--------	---